

マイナンバーのポイントを知ろう♪
マイナンバーについての疑問解決！

クイズ マイナンバーよくあるご質問

マイナンバー制度について、よくあるご質問をクイズ形式で整理しましたので、何問正解できるか挑戦してみてください。答えは、それぞれの設問の右側に掲載しています。

第1問 マイナンバーは赤ちゃんでももらえるの？

① もらえる

② もらえない

■ 正解 ①もらえる

出生届を提出し、住民票が作成された時からもらえます。

第2問 マイナンバーの数字は、希望すれば好きな番号をもらうことができるの？

① できる

② できない

■ 正解 ②できない

マイナンバーは市町村長が指定するので、原則、変更はできません。

第3問 申請すると交付されるマイナンバーが記載されているカードってなに？

① 通知カード

② 個人番号カード

■ 正解 ②個人番号カード

個人番号カードの取得(任意)には申請が必要です。平成28年1月から交付を受けることができます(無料)。

第4問 個人番号カードはレンタルショップなどで身分証明書として利用できるの？

① 利用できる

② 利用できない

■ 正解 ①利用できる

利用できますが、裏面のマイナンバーが記載されている箇所は提供できませんので、注意してください。

第5問 個人番号カードに有効期限はあるの？

① 有効期限がある

② 有効期限がない

■ 正解 ①有効期限がある

20歳以上の方は10回目の誕生日まで。20歳未満の方は5回目の誕生日まで。

第6問 マイナンバーを民間企業に提示する(教える)ことはあるの？

① ある

② ない

■ 正解 ①ある

勤務先から提供を求められるほか、証券会社、保険会社などの金融機関からも提供を求められることがあります。

第7問 マイナンバーを使って企業が社員や顧客の管理をすることができるの？

① できる

② できない

■ 正解 ②できない

マイナンバーは定められた手続き以外では使えないため、法律で定められた以外で管理に使うのは禁止されます。

第8問 株式会社などの法人がもらえる番号はどっち？

① マイナンバー

② 法人番号

■ 正解 ②法人番号

国税庁長官から1法人につき、1つの法人番号(13桁)が指定されます。

平成28年1月より

マイナンバーの利用が始まります



マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

マイナンバー(個人番号)は、平成28年1月以降、福祉や健康保険などの社会保障や税、災害対策の3つの分野で使用します。すでに皆様のご自宅にもマイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されていると思いますが、今月号では実際の利用場面や手続きする際の留意点についてご説明します。

■ こんな場面であなかもマイナンバーを使います

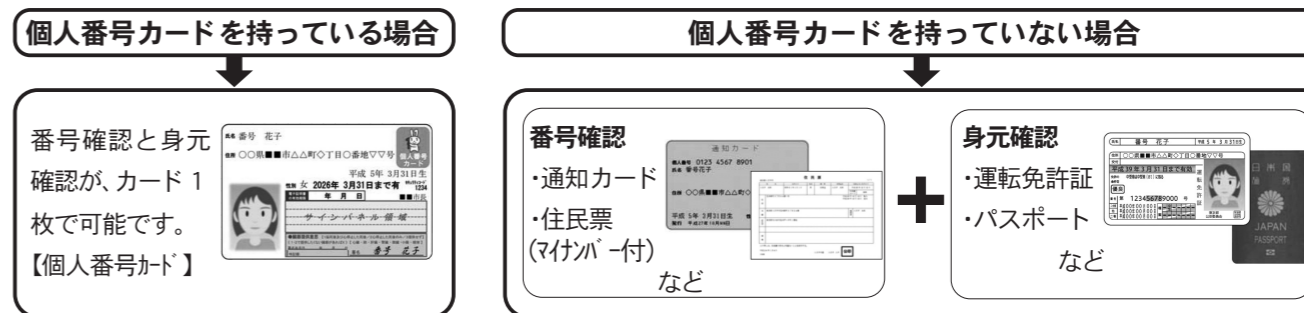
対象例	マイナンバーを利用する場面の一例	提出先例
学生の場合	・アルバイトをしている場合	勤務先
	・奨学金の申請をするとき	学校
主婦・保護者の場合	・パート、アルバイトをしている場合	勤務先
	・児童手当を申請するとき	役場
従業員の場合	・年末調整などの税の手続きをするとき	勤務先
	・健康保険、雇用保険、年金などの手続きをするとき	勤務先
高齢者の場合	・年金給付の手続きをするとき	年金事務所
	・福祉や介護の制度を利用するとき	役場
保険加入者等の場合	・保険金の支払いを受けるとき	保険会社
	・株式の配当を受けるとき	証券会社

※このほか、国民健康保険等の健康保険の手続きや医療保険の給付の請求、所得税の確定申告書(平成28年分以降)の提出の際など、様々な場面でマイナンバーが必要になります。(法律や地方公共団体の条例で定められた手続きのみに利用されます。)

■ 手続きの際に必要なもの

役場などの窓口において、社会保障や税、災害対策の分野の手続きをする際には、マイナンバーと身分証明書の提示が必要になります。これは、マイナンバーが勝手に利用されてしまう「なりすまし」を防ぐために必要な措置となっています。

※特に福祉や介護、健康保険など社会保障の手続きが主になるとは思いますが、役場などへ届出する機会がある時は、必ず次の書類を持参するよう心がけましょう。



※顔写真つきの身分証明書を持っていない場合は、健康保険の被保険者証や年金手帳などの書類を2種類提示していただきます。(手続きによって異なる場合があります。)

☎お問い合わせ

■ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178 (無料) 【平日:午前9:30~午後10:00 / 土日祝日:午前9:30~午後5:30/12月29日~1月3日除く】

■ 通知カード・個人番号カードに関すること 町民課総合受付係 ☎ 68-7003 (課直通)

■ マイナンバー全般に関すること 総務課情報管理係 ☎ 62-1211